

## 改正の概要

国際ガイドラインとの整合を図り、10MHz以下の周波数の電波の強度に関する基準値を改正（電波法施行規則第21条の3）。平成29年9月25日公布・施行。

(表中の赤字部分が主な変更内容)

### 1 10MHz以下の周波数における人体防護のための基準値の改正

- 電波の強度の基準値を電波法施行規則で規定

周波数	電界強度の実効値 (V/m)	磁界強度の実効値 (A/m)	磁束密度の実効値 (T)
10kHz-10MHz	83	21	$2.7 \times 10^{-5}$

※いずれも時間平均を行わない瞬時の値

※体内電界を測定又は推定ができる場合の基準値は告示で定める。

### 2 その他規定の整備

- 1の規定整備に伴う対象周波数の変更

周波数	電界強度の実効値 (V/m)	磁界強度の実効値 (A/m)	電力束密度の実効値 (mW/cm <sup>2</sup> )
<del>10kHz-30kHz</del>	<del>275</del>	<del>72.8</del>	/
<del>30</del> 100kHz-3MHz	275	2.18f <sup>-1</sup>	
3MHz-30MHz	824f <sup>-1</sup>	2.18f <sup>-1</sup>	
30MHz-300MHz	27.5	0.0728	0.2
300MHz-1.5GHz	1.585f <sup>1/2</sup>	f <sup>1/2</sup> /237.8	f/1500
1.5GHz-300GHz	61.4	0.163	1

### 3 経過措置

※fはMHzを単位とする周波数 ※いずれも6分間における平均値

- 既に免許又は予備免許を受けている無線局の無線設備は、従前の例によることができる。  
ただし、この省令の施行日以降に空中線の取替え又は増設を行った無線設備についてはこの限りではない。